

屋外広告物法の改正

国土交通省都市・地域整備局
公園緑地課

1. 屋外広告物法の一部改正の概要

現行の取り組み

- 屋外広告物法に基づき、都道府県、政令市、中核市において、屋外広告物条例を制定(95団体)
- 都道府県からの権限委譲を受けて屋外広告物の許可や除却の事務を行っている市町村は、約1,600



現行の取り組みの問題

- 違反広告物が氾濫する現状を踏まえ、違反広告物の除却に関する制度の実効性を確保することが必要
- 違反広告物を減らすためには、違反を繰り返す悪質な屋外広告業者を規制する措置が必要
- 屋外広告物の規制は景観行政上重要な課題であり、景観行政団体が主体的に屋外広告物の規制を行うことができるようにすることが必要
- 地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を推進するため、全国で許可地域を設定できるようにすることが必要



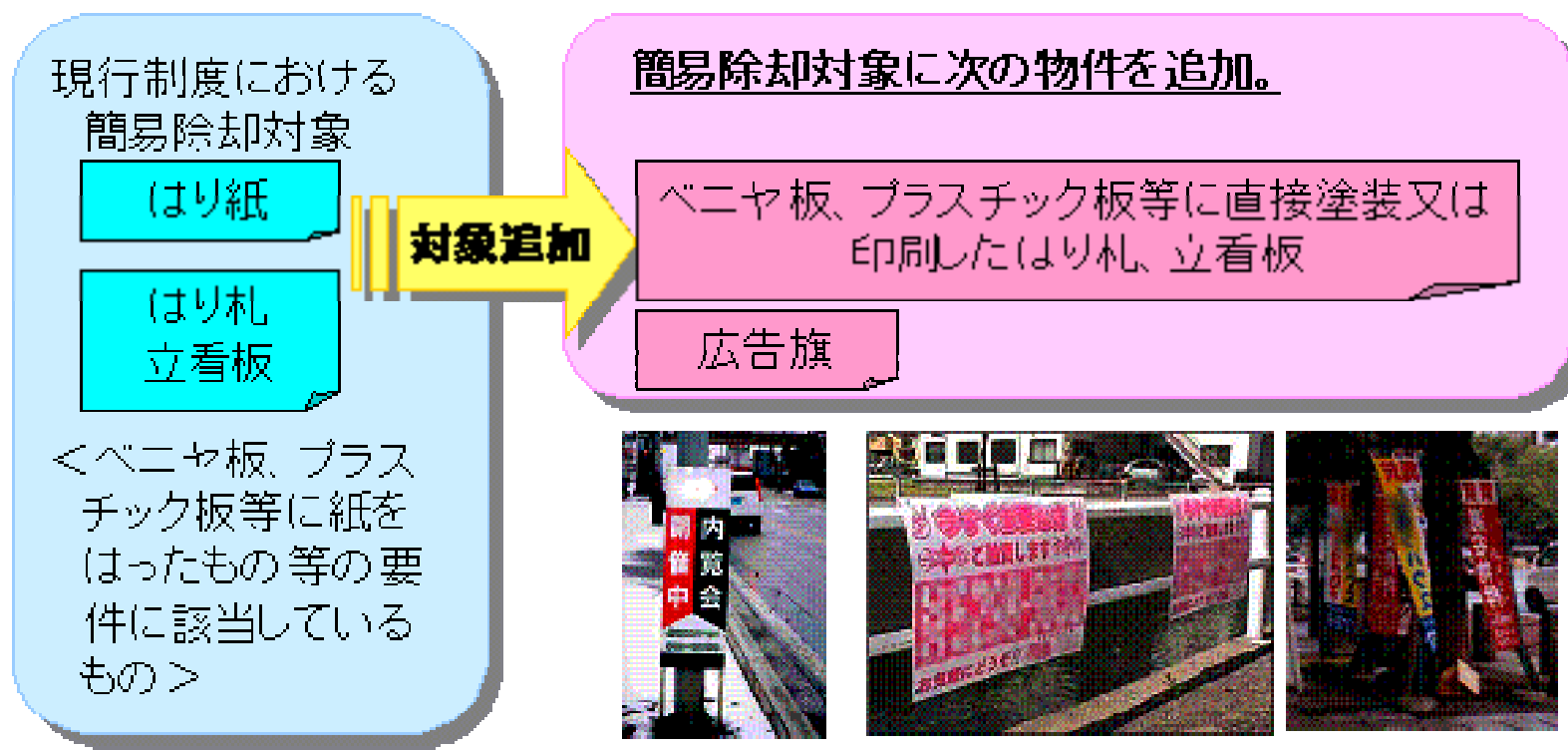
改正の概要

- 景観行政を行う市町村による屋外広告物に関する条例(業規制を除く)の策定
- 屋外広告物法の許可対象区域を全国に拡大
- 規制の実効性の確保
- 屋外広告業の登録制の導入

○改正の概要

～良好な景観の実現のための、広告物と広告業に関する措置の両面からの取り組み～

- (1) 景観行政を行う市町村による屋外広告物に関する条例（業規制を除く。）の策定
- (2) 屋外広告物法の許可対象区域を全国に拡大
- (3) 規制の実効性の確保
- (4) 屋外広告業の登録制の導入



2. 屋外広告物法の一部改正について

①景観行政を行う市町村による条例の制定

景観行政団体である市町村が屋外広告物条例を制定可能に

○都道府県が市町村と協議の上、都道府県の条例に定めることにより、市町村が屋外広告物条例を制定可能に

○市町村が制定する条例の範囲は、屋外広告物条例(屋外広告業に関する条例を除く)の全部とすることも、対象とする区域や物件を限定することも可能

○景観計画に屋外広告物の表示等に関する事項が定められた場合には、屋外広告物条例は景観計画に即して定める



②許可対象区域・禁止物件の拡大

屋外広告物法の許可対象区域の全国拡大、禁止物件の拡大

禁止地域

住居専用地域、美観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区等
道路、鉄道等に接続する地域で都道府県が指定するもの
公園、緑地、古墳、墓地、保安林
以上のほか、都道府県が特に指定する地域又は場所

禁止物件

橋りょう
街路樹、路傍樹、銅像、記念碑
以上のほか、都道府県が特に指定する物件



景観重要建造物及び景観重要樹木を追加

許可地域

市及び人口5千人以上の市街的町村の区域



「市及び人口5千人以上の市街的町村の区域」との要件を撤廃

改正前

改正後

③規制の実効性の確保

簡易除却制度の対象の拡大等による、規制の実効性の確保

違反広告物の除却に関する制度

	要件	手続
簡易除却	はり紙、はり札、立看板 ① 条例に明らかに違反 ② 管理されずに放置 ③ 表示されてから相当の期間経過	知事は要件に該当する広告物を自ら除却できる(命令等の特段の手続き不要)
略式代執行	違反広告物の表示者等が不明	知事は要件に該当する広告物を自ら除却できる(広告塔のような掲出物件には公告が必要)
行政代執行	違反広告物について ① 他の手段によって履行を確保することが困難 ② 不履行を放置することが著しく公益に反する	要件に該当する場合、弁明の機会の付与、除却命令等の手続を経て、知事は広告物等を自ら除却できる

改正前

改正後

- 簡易除却制度の対象の拡大と要件の緩和
- 簡易除却、略式代執行に係る手続きの整備
- 行政代執行の要件の明確化(除却等の措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき等には、行政代執行を可能とする)

○簡易除却制度の対象の拡大と要件の緩和

改正前は、簡易除却の対象となるはり札及び立看板について、例えばはり札は板に紙をはったものに法律で限定。また「表示されてから相当の期間」は除却できない



○板に直接塗装したはり札やプラスチック枠の立看板、広告旗も除却が可能に
○「表示されてから相当の期間経過」の要件を削除

【改正後に除却できるようになった屋外広告物】



④屋外広告業の登録制の導入

違反広告物の原因となっている不良業者を規制する措置の導入

従来は、屋外広告業は届け出制であり、違反を繰り返して行政指導に従わない不良業者も、罰金や命令を個別に受けるのみで、営業の続行が可能

登録制度の導入

- 条例で屋外広告業の登録制を設けることができる
- 屋外広告物違反の場合に、登録の取り消しや営業の停止が可能

